人事行政の運営等の状況の公表

行田市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1.職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用の状況

令和７年度における職員の採用の状況は下表のとおりです。

一　般 事務職	社　会 福祉士	土　木 技術職	保健師	保育士	学芸員	教育 相談員	消防職	教育職 (指導主事)	計
20 人	3 人	1 人	3 人	2 人	2 人	1 人	4 人	4 人	40 人

(2)再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、地方公務員法第 22 条の 4 の規定により定年退職者のうち、あらためて「定年前再任用短時間勤務職員」として採用される職員のことをいいます。

また、定年延長による経過措置として、令和４年度以前に定年退職した職員を「暫定再任用職員」として、フルタイム勤務または短時間勤務で採用することができます。

なお、令和７年度における再任用職員の採用の状況は下表のとおりです。

フルタイム勤務職員		短時間勤務職員		計	
新規	更新	新規	更新	新規	更新
4 人	8 人	2 人	7 人	6 人	15 人

(3)職位別任用状況

令和７年度における主幹相当職以上(管理職)への昇任者数は下表のとおりです。

	部長相当	部次長相当	課長相当	主幹相当	計
昇任	3 人	3 人	8 人	14 人	28 人

(4)職員の退職の状況

令和７年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

定年退職	勧奨退職	普通退職	その他 (死亡、免職、任期付、復帰等)	計
0 人	4 人	13 人	4 人	21 人

(5)人口１万人当たりの職員数（令和８年４月１日現在）

行田市	73.4 人	県内市平均	81.8 人

(注)県内で人口１万人当たりの職員数が最も少ない市は 54.3 人､最も多い市は 129.1 人となっており、行田市は最少市から数え 25 番目に位置しています。

(6)部門別職員数の状況(各年４月１日現在)

区分 / 部門	職員数		対前年増減数
	R7	R8	
一般行政部門	355 人	359 人	4 人
特別行政部門（教育・消防）	164 人	168 人	4 人
普通会計計	519 人	527 人	8 人
公営企業等会計部門（水道・下水道・その他）	41 人	41 人	0 人
合計	560 人	568 人	8 人

2.職員の人事評価の状況

人事評価の状況（R8.4.1～R9.3.31）

評価期間	４月１日から１２月３１日　（能力評価） ４月１日から翌年３月３１日（業務評価）
被評価者	再任用職員･非常勤職員を除く全職員
評価者	被評価者ごとに評価者を定める
評価区分	業績及び能力について評価する
活用方法	職員の処遇、人材育成

3.職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口（７年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
７年度	人 77,139	千円 31,459,370	千円 2,003,271	千円 5,298,962	% 16.8

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2)職員給与費の状況

区　分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
８年度	人 (436) 536	千円 2,289,610	千円 690,693	千円 1,154,998	千円 4,135,301	千円 7,715

(注)職員数及び給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業等の特別会計にかかるものは含みません。また、職員手当には退職手当を含みません。なお、(　) は再任用職員及び会計年度任用職員のうち、短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

(3)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区　分	一般行政職		技能労務職	
	行田市	埼玉県	行田市	埼玉県
平均給料月額	330,827円	327,898円	310,100円	316,323円
平均給与月額	382,941円	377,657円	330,296円	351,420円
平均年齢	42.0歳	41.7歳	60.0歳	54.2歳

(注)一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さないすべての職員をいいます。
平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4)職員の初任給の状況(令和8年4月1日現在)

区　分		行田市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	237,600円	237,600円	232,000円
	高校卒	206,700円	206,700円	200,300円

(5)職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(令和8年4月1日現在)

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一　般 行政職	大学卒	300,085円	342,064円	－
	高校卒	269,000円	－	－

※経験年数とは、採用後の年数をいうものです。
※大学卒の経験年数20年、高校卒の経験年数15年、20年に該当者はおりません。

(6)行政職の級別職員数の状況(令和8年4月1日現在)

区　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主　事 技　師	主　事 技　師	主　任	主　査	主幹	課　長 副参事	次　長	部　長 参　事	
職員数	56人	83人	169人	85人	87人	57人	12人	17人	566人
構成比	9.9%	14.7%	29.8%	15.0%	15.4%	10.1%	2.1%	3.0%	100.0%

(注)市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、再任用職員における短時間勤務職員及び労務職員を含みません。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7)職員手当の状況(令和８年４月１日現在)

区　分	行田市				国
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当		同 左
	６月期	1.2625 月分(0.7125 月分)	1.0625 月分(0.5125 月分)		
	12 月期	1.2625 月分(0.7125 月分)	1.0625 月分(0.5125 月分)		
	合計	2.525 月分（1.425 月分）	2.125 月分（1.025 月分）		
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			有	
退職手当 (支給率)	退職事由	自己都合	定年退職		
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
	定年前早期退職特例措置		(定年年齢－退職時年齢)×2%を加算		3～45%加算

(注)国の定年前早期退職特例措置において、定年前１年以内の者については 2%の加算となります。なお、(　) は再任用職員に係る支給割合です。

(8)特別職の報酬等の状況(令和８年４月１日現在)

区　分	給料月額等	期末手当
議長	482,000 円	６月期　2.025 月分 12 月期　2.175 月分 計 4.2 月分
副議長	429,000 円	
議員	407,000 円	
市長	933,000 円	６月期　2.125 月分 12 月期　2.275 月分 計 4.4 月分
副市長	780,000 円	
教育長	702,000 円	

区　分	退職手当算定方法	支給時期
市長	給料月額×在職月数×40/100	任期毎
副市長	給料月額×在職月数×30/100	任期毎
教育長	給料月額×在職月数×30/100	任期毎

(9)ラスパイレス指数の推移

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
99.1	98.7	98.4	98.8	99.5	100.2

(注)ラスパイレス指数とは、学歴別、経験年数別の平均給料月額を、国を 100 として比較したものです。

(10)時間外勤務手当の状況

時間外勤務手当	令和７年度	支給総額	98,186 千円
		職員一人当たりの支給年額	253 千円

(注)支給総額には、選挙及び災害対策等に係る手当を含みます。
なお、職員１人あたりの支給年額を算出する際の職員数は、令和７年４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員及び育児休業等で年間を通して勤務実績のない職員を除く）であり、再任用職員の短時間勤務の者を含みます。

4.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2)年次有給休暇の取得状況(一般職)

	令和6年	令和7年	対前年増減
平均取得日数	8.9日	8.8日	△0.1日

(注)期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3)病気休暇、介護休暇及び組合休暇の取得状況

令和7年度における病気休暇、介護休暇及び組合休暇の取得状況は下表のとおりです。

病気休暇	介護休暇	組合休暇
40人	0人	0人

(4)育児休業等の取得状況

令和7年度における育児休業等の取得状況は下表のとおりです。

休業の種類 / 休業者の内訳		育児休業	うち新規	育児短時間勤務	うち新規	部分休業	うち新規
取得者合計		35人	24人	0人	0人	15人	4人
	うち女性	17人	7人	0人	0人	15人	4人
	男性	18人	17人	0人	0人	0人	0人

※上記以外の休業制度はありません。

(5)時間外勤務の状況

令和7年度における時間外勤務の状況は下表のとおりです。

第1四半期(4月～6月)	第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	年間総時間数
9,048時間	10,210時間	7,420時間	13,193時間	39,871時間

(注)職員1人あたりの月平均時間外勤務時間数は8.6時間です。

なお、職員1人あたりの月平均時間外勤務時間数を算出する際の職員数は、令和7年4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員及び育児休業等で年間を通して勤務実績のない職員を除く）であり、再任用職員の短時間勤務の者を含みます。

5.職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

令和７年度における分限処分の状況は下表のとおりです。

区　分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	11 人	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人
職制等の改廃等により過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人
条例で定める事由による場合	0 人	0 人	0 人	0 人

(2)懲戒処分の状況

令和７年度における懲戒処分の状況は下表のとおりです。

区　分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0 人	1 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0 人	1 人	0 人	0 人

6.職員の服務の状況

(1)職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第 32 条）、信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）、秘密を守る義務（同法第 34 条）、職務に専念する義務（同法第 35 条）、政治的行為の制限（同法第 36 条）、争議行為等の禁止（同法第 37 条）、営利企業等の従事制限（同法第 38 条）など、服務上の強い制約を課しています。

(2)職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 35 条）。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

令和７年度における承認件数は下表のとおりです。

（単位：件）

職務専念義務免除の内容	承認件数	摘要
研修を受ける場合	6	退職準備研修会
厚生事業に参加する場合	59	人間ドック
その他	62	・行田市中小企業退職金共済事業事務 ・荒川北緑水防事務組合 ・国勢調査指導員

(3)営利企業等従事の許可状況

令和７年度における営利企業等従事の許可状況は下表のとおりです。

（単位：件）

営利企業等の従事の内容	許可件数	摘要
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねる場合	3	農業、NPO 法人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	56	・大学臨時講師 ・市史編さん ・行政機関向け書籍の原稿執筆 ・国勢調査指導員

7.職員の退職管理の状況

令和７年度における定年退職者（課長級以上）の再就職はありません。

8.職員の研修の状況

少子･高齢化や高度情報化などの進展に伴い、住民ニーズも複雑･多様化しています。こうした時代の変化に的確に対応していくために、職員がその個性と能力を発揮できるよう、各種研修を実施しています。

令和７年度における実施状況は下表のとおりです。（延べ研修人数９２６人）

研修区分	研修内容･派遣先等（カッコ内は修了者数）
一般研修（市単独）	・新規採用職員研修（前期・後期課程、田んぼアート）（３２人） ・新規採用職員研修（10 月１日採用職員）（１人） ・採用２～５年目研修（３２人）　・管理職員研修（３５人）
一般研修（四市共同） (行田･加須･羽生･鴻巣)	・初級職員研修（１５人）　・OJT 研修（１５人） ・政策形成研修（１６人）　・法制執務研修　（１０人）
特別研修	・市長による階層別研修（主査級）（５５人） ・市長による階層別研修（主任級）（６０人） ・評価者研修（６８人） ・ハラスメント防止研修（８６人） ・ワークライフバランス研修（３１人） ・人権問題研修会（１００人） ・会計年度任用職員研修（２９人） ・女性のためのキャリアサポート研修（２９人） ・行田クリエイティブ塾（２０人） ・事務ミス防止のための組織マネジメント研修（３９人） ・コンプライアンス研修（１０４人）
自主研修(自己啓発の促進)	・通信教育講座（２人）
派遣研修	・自治大学校　（２人）　・市町村ｱｶﾃﾞﾐｰ（７人） ・階層別選択研修（６０人）　・階層別基本研修（６２人） ・特別研修（１４人）　・講師養成研修（２人）

※　各任命権者分含む全職員

9.職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第４３条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて３つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、定期健康診断を実施しているほか、職員のための互助組織として「職員厚生会」を組織し、職員の健康増進事業や人間ドック費用の助成などを実施しています。

令和７年度における健康診断の状況は下表のとおりです。

区分	受診者	受診率
定期健康診断	６４１人	88.0%
胃がん検診	８２人	11.5%
大腸がん検診	５９５人	83.3%

※各任命権者分で会計年度任用職員を含む全共済組合員

(2)福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、令和７年度は７５５，２９７千円の負担金を支出しました。

この他、令和７年度は、職員厚生会への補助金とし、３００千円支出しました。

※　各任命権者分含む全職員分

(3)公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員･遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和７年度において、公務災害又は通勤災害と認定されたものはありません。

10. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和７年度における勤務条件に関する措置の要求はありません。

11. 不利益処分に関する審査請求の状況

令和７年度における不利益処分に関する審査請求はありません。